

国際エネルギー情勢を見る目（213）

2015 年 4 月 3 日

イラン核開発問題の包括的解決に向けた枠組み合意成立

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

常務理事 首席研究員

小山 堅

4 月 2 日、イラン核開発問題を巡って交渉を続けてきた国連安全保障常任理事国プラスドイツ（P5+1）とイランは、問題の包括的解決に向けた枠組み合意に達したと発表した。交渉が行われたスイス・ローザンヌの名を取って、「ローザンヌ合意」と呼ばれる内容を記した文章によれば、イランによる核開発体制の進捗に関する現実を踏まえ、①ウラン濃縮の制限と抑制、②フォルドウ濃縮施設の解体と転換、③プルトニウム製造を不可とするアラク重水炉の設計転換、④国際原子力機関（IAEA）による強力な査察体制の受け入れ、の主要な骨子からなるイラン核開発を制約する諸条件が提示されており、イラン側にとってはその受け入れ・履行に対する見返りとしての制裁解除の手続きと内容を含むものとなっていいる。

イランのウラン濃縮活動は発覚した 2002 年から既に国際問題となってきたが、IAEA がイランの活動を核兵器開発に等しい研究と指摘した報告書を発表した 2011 年から問題が先鋭化の度合いを高めた。イランの核開発を防ぐための軍事攻撃のオプションが取りざたされ、イラン問題が中東における地政学リスクの最重要問題の一つとも位置づけられ、「アラブの春」とも相まって中東情勢流動化による原油価格高騰の引き金ともなった。また、米欧による対イラン経済制裁の強化を招き、金融制裁とイラン産石油への制裁強化でイラン経済が大きな打撃を受ける事態に至っていた。

この間、イランと米（欧）の双方共に、核開発問題を巡る互いの基本的スタンスを変えることなく、対立・対決的な姿勢が持続してきたが、2013 年 8 月のイラン・ロウハニ政権の誕生で「対話路線」が始まったこと、米・オバマ政権の側でもイラン核問題の解決という外交・安全保障分野での重大な実績を上げることに対する意欲が高まったこともあって、問題解決のための努力が模索される状況が生まれてきた。2013 年 11 月には、イランによるウラン濃縮活動等の制限と経済制裁強化の凍結等を主な内容とする「ジュネーブ合意」が問題解決の第 1 段階の位置づけで成立、さらに包括的な問題解決に向けた交渉が進められることになった。6 か月という期間を定められたその交渉は、その後 2 回にわたって延長

され、今年の 6 月末に合意を目指すこととなっていた。今回の「ローザンヌ合意」は、まさにそのための道筋に関してイランと P5+1 の双方が難産の末に達した合意であると言える。実際、今回の合意に関しても、当初予定の 3 月末の期限を超えて、米ケリー国務長官やイラン・ザリフ外務大臣など主要関係者が集中的な議論を行い、ようやく収束に至ったとされている。

合意の骨子内容に関しては、①ウラン濃縮用の遠心分離機(現状約 1.9 万基)の数を削減、実際の濃縮活動では 5,060 基に引き下げる、②製造する低濃縮ウランの濃度を 15 年間、3.67%以下に抑える、③現在約 10 トン保有する低濃縮ウランを 300 キログラムまで減らす、④ウラン濃縮を目的とする設備の新設は 15 年間行わない、⑤ウラン濃縮活動はナタンズ濃縮設備のみで行う、⑥フォルドゥでのウラン濃縮やアラクでのプルトニウム製造などの活動を行わない、等からなるより詳細な条件が設定されていることが明らかにされている。これらの重要なポイントは、現状のままではイランは 2~3 カ月で核兵器 1 個分の核物質製造が可能とされているところ、今後少なくとも 10 年にわたって、上記核物質製造には 1 年以上かかるまで製造能力を低下させる、というところにある。それを厳しい査察によって担保し続けるという点も重要であり、合意事項が履行されれば、核開発に重要な歯止めをかけるという意味で、冒頭述べた通り、イランの核開発に関する実態を踏まえた「現実的な選択」が取られたという側面がある。

一方、イランにとっては、核開発能力が全て失われるわけではなく、いずれの核施設も閉鎖されることはない。主張してきた先進的な次世代遠心分離機の限定的な研究開発も認められるなどの面もある。そして、これらの諸条件に関する履行が確認されれば、イラン経済を苦しめてきた経済制裁が緩和・解除される道筋が開けることになる。イラン・P5+1 の双方にとって、一定の成果を主張できる内容と言っても良いだろう。

もちろん、この合意は、包括的解決に向けた「枠組み合意」という位置づけであり、6 月末に向け、諸条件に関する技術的な詰めを含めた詳細・綿密な合意の確立が不可欠である。また、それと同時に、今回の合意に対する「理解」・「サポート」をイラン及び米（欧）それぞれが国内で確保していく必要がある。この点は、詳細な内容の詰めとも関わり、決して容易・平坦な道ではないことが想定される。また、米（欧）とイランの「合意」に対する、中東地域での米国の「盟友」としての立場にあるイスラエルやサウジアラビアの反発等の問題もあり、外交問題として対応・配慮も重要な要素であり、かつそれは国内政治問題にも直結する。これから 6 月末までの約 3 カ月、イランの核開発問題に関わる包括的解決を目指す議論・交渉の行方は、国際政治、中東地政学、そして国際エネルギー問題を左右する最重要問題の一つとして注目していく必要がある。

以上